

太陽光発電設備の農地転用に係る 検討委員会報告書

目 次

- | | | |
|---|--|----|
| 1 | 検討にあたって | 1 |
| 2 | 太陽光発電設備の設置に係る「農地法第4・5条」の規定による
許可申請（営農型以外を含む）の検討要領 | 2 |
| 3 | 太陽光発電設備の設置に係る「農地法第4・5条」の規定による
許可申請（営農型以外を含む）の検討に要する書類一覧 | 5 |
| 4 | 営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告様式 | 8 |
| 5 | 営農型太陽光発電設備等の農地転用の許可において
県に連携・検討等を求める事項 | 10 |
| 6 | 太陽光発電設備の設置に係る農地転用検討委員会設置要領 | 11 |

平成26年8月12日

長野県農業会議太陽光発電農地転用検討委員会

検討にあたって

政府は、2012年に導入された固定価格買取制度などを通じて、再生可能エネルギーの普及に注力しており、これを受けて農山村に存在する農地や水、バイオマスといった資源を活用した発電への取り組みが進んでいます。

また、農林水産省では、2013年3月に「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取り扱いについて」を通知し、営農型太陽光発電施設の設置について一定の方向を示しています。

このような中で、長野県内でもいくつかの地域で、売電による収入の確保のため、農地を転用して太陽光発電施設を設置する取り組みや、農地に支柱を立てて、営農を継続しながら、上部空間に太陽光発電設備を設置する取り組みが検討されているところです。

しかしながら、農山村において今後、太陽光発電施設などの再生可能エネルギー発電設備の大量かつ無秩序な整備が進めば、農産物の生産に必要な農地が失われるなどして、農林業の衰退が加速するばかりでなく、生活の場としての農山村の価値の低下により、住民の流出や高齢化が進み、その維持・発展に多大な影響が出る懸念されています。

その一方で、発電事業者の側からは、施設の設置についての要望が増えており、土地利用に関する交渉や行政への許可・届出の手続きの煩雑さなどが、発電設備の円滑な整備を妨げているという声も聞かれています。

そこで、農業委員会や農業会議等での営農型発電設備の設置に係る農地転用の審議における、転用許可の取り扱い及び基本的な考え方について検討をすることといたしました。

さらに、2012年以降、営農型以外の太陽光発電設備の導入についても、農地法4条及び5条による転用の許可が500件以上となっており、設置による雨水の影響など、近隣農地への影響が課題となってきたため、この課題についても併せて検討することといたしました。

今回とりまとめました検討要領等は、現場での審議においてガイドラインとしてご活用いただきたく、本日ここにご報告します。

平成26年8月12日

長野県農業会議太陽光発電農地転用検討委員会

委員長 田中哲雄

太陽光発電設備の農地転用に係る「農地法第4・5条」の規定による 許可申請（営農型以外を含む）の検討要領（農業委員会用）

1 趣旨

この要領は、「農地法第4・5条」の規定及び「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」（平成25年3月31日付け24農振第2657号農林水産省農村振興局長通知。以下「局長通知」という。）に沿った、農業委員会における申請書等の審査にあたっての検討事項について定めるものとする。

2 許可要件の判断

（1）営農の適切な継続

局長通知1の（2）のアの「下部の農地における営農の適切な継続を前提」とは、肥培管理及び防除等これまでの営農・管理を継続すること又は営農により十分な収量、品質が得られ、農業経営が確保されることとする。

「農業経営の確保」とは、農業生産・管理に係る収支によるものとし、営農型発電施設の設置による収支は含めないものとする。

なお、「営農の適切な継続」のための計画は、営農者自らが検討・樹立することを基本とする。

（2）栽培作物の転換

設備の設置に伴い、計画的に生産性の高い作物に転換を行わざるを得ない場合は、転換前の（現在営農している）作物に比較し、収益の減収が生じないことを確認できること。

（3）支柱

局長通知1の（2）のイの「簡易な構造で容易に撤去できる支柱」とは、基礎のないもの又は撤去が容易な構造の基礎を有する支柱とする。

（4）最小限面積

局長通知1の（2）のイの「申請に係る面積が必要最小限で適正と認められる」とは、発電計画のパネル等の必要面積及び下部で営農に必要な日射量と作業の確保のための必要最小限の面積とする。

(5) 空間の確保

局長通知1の(2)のウの「支柱の高さ、間隔等からみて農作業に必要な機械等を効率的に利用して営農するための空間が確保されていることが認められること」とは、農地全面において、通常に農業経営に活用されているトラクター及び軽トラック、防除機等の使用と立作業が可能な「高さ」「幅」が確保されていることとする。

(6) 周辺農地への支障

局長通知1の(2)のウの「また、位置等からみて、営農型発電設備の周りの農地の効率的な利用、農業用排水設備の機能等に支障を及ぼすおそれがないと認められること」とは、必要な措置等が行われていることを前提とするとともに、近隣の住民及び農地所有者への説明を求める。

(7) 撤去に必要な資力及び信用等

農地の一時転用の期間は原則3年以内となっており、計画終了後は撤去し、原形復旧を要することが原則となっている。

局長通知1の(2)のエの「支柱を含め営農型発電設備を撤去するのに必要な資力及び信用があると認められること」とは、設置者がその費用を負担する資力等があることを残高証明書等で確認するとともに、撤去費用の資金管理計画の策定や撤去費用の預託等の措置が講じられていることを文書により確認する。

併せて、土地所有者と設置者、営農者が、資金の負担方法や撤去の期限・方法など、撤去に係る取り決めを文書によって定められていることを確認する。

3 転用許可の更新

許可を受けた者が、局長通知の1の(3)の「転用許可の更新」をしようとする場合は、実際の生産状況と過去3年間の生産履歴及び資材・農薬等の購入履歴、収量及び販売状況等の書類に基づき、適切に営農が継続されているか判断する。

この場合、許可期間の中断がないように申請者を指導する。

4 検討のための添付書類

(1) 営農の継続の妥当性

局長通知の3の(2)の「営農計画書」及び3の(3)の「営農への影響の見込み」は、「営農型発電設備の下部の農地における営農計画書及び収支計画書、販売計画書等、営農が確認できる必要な書類」によるものとする。

(2) 関連データ等

局長通知の3の(3)の「その根拠となる関連データ（以下「関連データ」という）」又は「必要な知見を有する者の意見書」は、関連データ等に基づき判断し、必要に応じて、農業改良普及センター等に相談するものとする。

5 営農継続の確認

局長通知の4の(1)の「転用許可を受けた者は、下部の農地において生産された農作物に係る状況（収量等）を収穫した年の翌年2月末日までに許可権者に報告するものとする。また、この場合、報告内容が適切であるかについて、必要な知見を有する者（例えば、普及指導員、試験研究機関、農業委員会等）の確認を受けるものとする」とされており、営農型発電設備設置者及び営農者（以下「営農者等」という。）の提出する、作付から収穫までの課程を説明できる写真等により判断する。

6 指導助言

営農の適切な継続が確保されなくなった、又は確保されないと見込まれると判断される場合には、転用許可を受けた者に対して、必要な改善措置を講ずるよう指導する。

7 その他

提出書類については、別添の一覧表のとおりとし、その内容を含めて確認する。

太陽光発電設備の設置に係る「農地法第4・5条」の規定による 許可申請（営農型以外を含む）の検討に要する書類一覧

書類の内容	書類の種類	要否	備考	営農型での追加分書面	チェック欄
1 許可申請	①農地法第4又は5条許可申請書	必須			<input type="checkbox"/>
	②農地法第3条許可申請書写し		設備設置者が、土地所有者・設備下部での営農者以外の場合	○	<input type="checkbox"/>
2 転用申請地の状況等に関する書面	①土地の登記事項証明書	必須	全部事項証明書で、3ヶ月以内のもの		<input type="checkbox"/>
	②住民票、戸籍の附票等		土地所有者の現住所が、登記事項証明書に記載されている住所と異なる場合、現住所までの異動がわかる書類		<input type="checkbox"/>
	③土地所有者の同意書		賃借人等が転用又は貸付等をする場合		<input type="checkbox"/>
	④賃借権解約等に係る許可申請書写し又は通知書写し		賃借権設定期間内に転用を行う場合で、農地法第18条に定める手続が必要な場合		<input type="checkbox"/>
	⑤転用同意書		賃借権や地役権等が設定されている場合や、他に共有者がいる場合など、その土地に対する権利を有する者の同意が必要		<input type="checkbox"/>
3 申請者の履行能力等に関する書面	①法人の登記事項証明書		法人による申請の場合		<input type="checkbox"/>
	②法人の定款又は寄付行為				<input type="checkbox"/>
	③相続関係（土地の所有関係）が確認できる書面		登記名義人が死亡後、相続登記が未了の場合 ①相続関係図 ②戸籍・除籍謄本 ③相続放棄申述受理謄本、遺産分割協議書又はこれに代わるべき同意書等の書面		<input type="checkbox"/>
4 転用申請地の位置と農地区分の判断に関する書面	①位置図	必須	最寄の駅、役場、インターチェンジ、その他の公共施設からの位置がわかるもの		<input type="checkbox"/>
	②公図の写し	必須	①隣接土地の地番・地目・現況・土地所有者・耕作者名を記載 ②申請地がわかるよう色枠を付す ③赤道は赤色、青道は青色に色塗り		<input type="checkbox"/>
	③周辺土地利用状況図	必須	周辺の土地利用状況がわかる図面（住宅地図等）（①の位置図と兼ねてもよい）		<input type="checkbox"/>
	④申請地を含めた周辺の現況写真		写真上に申請地の範囲を赤線で示し、撮影日を記載し番号等を付け、公図の写し等に撮影方向を矢印で記入		<input type="checkbox"/>
	⑤地積測量図		一筆の内の一部に設備を設置する場合		<input type="checkbox"/>

書類の内容	書類の種類	要否	備考	営農型での追加分書面	チェック欄
5 事業計画に関する書面	①事業計画書	必須	事業を行う理由、土地選定理由を詳細に記入。周辺農地への被害防除対策、隣接農地所有者及び耕作者への転用事業の説明状況も記載。営農型の場合は、農作物の長期生産計画・収支計画も併せて記載。	○	□
	②土地利用計画図	必須	土地利用計画を詳細に記入し、位置・隣接境界・施設間の距離を明記		□
	③農地以外の一体利用地の一覧表		農地以外の一体利用地がある場合（筆数が少ない場合は、許可申請書への書込みでも可）		□
	④設備の平面図・立面図	必須	パワーコンディショナー等設置位置、電力会社の電線との接続位置、支柱の間隔・高さ・埋め込み深さなども明示		□
	⑤排水計画図		放流先を明示した、排水施設構造図		□
	⑥設備下部の農地での営農計画書	必須	ア 営農継続の実現性の確認 イ 収量の減少が2割以内であることの確認 ウ 品質の著しい低下が無いことの確認 エ 作業の効率的利用が可能かの確認 オ 設備の設置に伴い、計画的に生産性の高い作物に転換を行わざるを得ない場合は、転換前の作物と比較し、収益の減収及び品質の劣化が生じないことを確認	○	□
	⑦設備下部の農地における営農への影響見込み及びその根拠となる関連データ又は必要な所見を有する者の意見書	必須		○	□
6 資金計画及び撤去に関する書面	①転用に要する資力を証する書面	必須	①預貯金残高証明書 ②融資（見込み）証明書 ③補助金の内示通知書 ④借用書 ⑤資金管理計画書等		□
	②転用に要する経費（パネル購入費、設置工事費等）に係る見積書写し	必須			□
	③支柱を含む設備の撤去費用の負担について、当事者間で合意されていることを証明する書面	必須	土地所有者等と資金負担、撤去期限・方法等の撤去に係る取り決め等が定められたもの ※5条申請のみ	○	□
	④支柱を含む設備の撤去経費に係る見積書写し	必須		○	□
	⑤支柱を含む設備の撤去に必要な資力を有することを証明する書面	必須	①預貯金残高証明書 ②融資（見込み）証明書 ③補助金の内示通知書 ④借用書 ⑤資金管理計画書等	○	□
7 農業上の利用との調整に関する書面	①隣接農地所有者・耕作者の意見書		隣接地が農地であり、営農に影響が及ぶ可能性が考えられる場合に添付		□
	②土地改良区の意見書		申請地が土地改良区域内にある場合（意見を求めた日から30日を経過してもその意見が得られなかった場合は、その事由を記載した書面）		□
	③水利権者の意見書		取水・排水についての水利権者の同意書（同意を得られなかった場合は、その理由を記載した書面）※5-⑤の排水も含む		□

書類の内容	書類の種類	要否	備考	営農型での追加分書面	チェック欄
8 太陽光発電設備設置の場合に必要な書面	①経済産業大臣による再生可能エネルギー発電設備認定に係る書類		大臣による認定書。認定書発行前の場合は、認定申請した事実がわかる文書等。		<input type="checkbox"/>
	②太陽光発電設備等の概要について記した書面	必須	「発電出力、年間予測発電量、支柱の仕様（素材、パイプ径など）、支柱の固定方法（基礎固めの有無、埋め込み深さなど）パネルの設置角度、パネルにより太陽光が遮光される平均割合（平均遮光率）、パネルの仕様（メーカー名、品番、寸法、出力）、パネルの設置枚数、耐用年数、年額メンテナンス費用、売電契約年数、売電単価、年間売電見込額」などについて記載した書面。		<input type="checkbox"/>
9 その他	①近隣住民への説明等が確認できる書面		計画（反射、排水、騒音対策など）説明の実施などにより、近隣住民、農家への説明が行われていることが確認できる書面（地元区との協議書など）		<input type="checkbox"/>
	②近隣農地所有者への説明等が確認できる書面				<input type="checkbox"/>
	③自然保護、景観等との調整が確認できる書面		関係条例等を制定している市町村においては、審議会の審査結果等の書面。それ以外の場合は、住民への説明等が確認できる書面		<input type="checkbox"/>
	④その他農業委員会が検討に必要な書面		農地法施行規則第22条7又は第48条5（申請書の添付書類）「その他参考となるべき事項」により、必要な事項を書面で求める。		<input type="checkbox"/>

営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告

平成 年 月 日

長野県知事及び権限移譲市町村農業委員会長 様
(〇〇〇農業委員会経由)

報告者 住所

氏名 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

平成 年 月 日付け 第 号で許可を受けた農地に係る営農型発電設備の下部の農地において生産された農作物に係る状況について、下記のとおり報告します。

記

1 許可を受けた土地の所在・地番及び面積

土地の所在・地番	面積
	一時転用許可面積 m^2
	営農型発電設備下部の農地面積※ m^2

※ 設備直下の農地及び設備により日陰が生じる農地を指します。「設備により日陰が生じる農地」とは、原則として、夏至日の南中高度により生じる日陰が及ぶ農地をいいますが、その面積が明らかでない場合は、設備直下の農地のみの記載でも構いません。

2 営農型発電設備の下部の農地における営農者の氏名等

		営農者		備考 (営農者が複数の場合、各人の作付作物名を記入)
		住所	氏名	
<input type="radio"/>	報告者に同じ	/		
<input type="radio"/>	報告者以外			

(次ページへ続く)

3 営農型発電設備の下部の農地における単収等

作付作物	設備下部の農地 での作付面積 (㎡)A	設備下部の農 地での収穫量 (kg)B ※1 ※2	単 収 B/A×1000 (kg/10a)	地域の平均的 な単収 (kg/10a)	品 質 ※3	遮光率 (%)	備 考 ※4

※1 原則として、前年（1～12月）における収穫量を記入してください。それが困難な場合は、前回の報告以降の任意の期間で構いませんが、備考欄に期間を明記してください。

※2 1年に複数回の収穫期がある場合には、いずれか1回分の収穫量を記載してください。

※3 等級、糖度等を記載してください。このような品質に係る指標がない農作物の場合には、出荷用に耐えられるか否か、地域の営農型発電設備を設置していない農地において生産している同一の作物の品質と比較し、著しい違いがあるか否かを記載してください。自家消費の場合も、必ず記載してください。

※4 収穫物を出荷した場合は、販売量や売上高を記載してください。併せて、出荷量を証する書面の写しを添付して下さい。

4 その他報告事項（特に報告すべき事項があれば、記載してください。）

（留意事項）

- 1 収穫直前の、営農型発電設備の下部の農地における農作物の生育状況が確認できる写真を添付してください。（下部の農地全体の農作物の生育状況が分かるよう、必要に応じて、複数枚の写真を添付してください。）
- 2 営農型発電設備の下部の農地のうち、「単収」の算出のために農作物を収穫した場所を図示した図面を添付してください。

営農型太陽光発電設備等の農地転用の許可 において県に連携・検討等を求める事項

以下の事項について、許可権者である県と意見交換等を行う。

1 農地法以外の法令と合わせた総合的な判断について

【課題】

- ・農地への設置の場合、農地法以外の判断がない。
- ・他法令等合わせて判断できる総合的な検討のできる仕組みの構築が必要。

【内容】

- ・現地で判断できない場合、県の部局横断の検討会での判断
- ・景観や自然環境との調和の考え方
- ・排水設備の設置についての考え方
- ・転用面積の制限及び拡張する場合の考え方
- ・県による総合窓口の設置 など

2 県での事務処理要領の検討について

【課題】

- ・現地での判断に任される部分が多く、統一的な判断ができない
- ・各地、検討時期によって判断が異なる場合がある
- ・検討に時間を要する

【内容】

- ・申請書類の受理の流れについて（特に申請書類不備の場合や追加資料を求める場合の対応）
- ・許可（特に不許可）する場合の対応 など

3 県による助言・指導及び必要な試験データの蓄積について

【課題】

- ・試験研究機関において、関連データの蓄積が乏しい。
- ・現時点、県の農業改良普及センター等においては、専門的な知見を有する者の意見書の提出が不可能。

【内容】

- ・試験研究データの蓄積・助言・指導
- ・県の試験研究機関において、営農型太陽光発電設備下部での営農に適したモデル（奨励）作物・作型の研究・検討 など

太陽光発電設備の設置に係る農地転用検討委員会設置要領

平成 26 年 5 月 15 日
長野県農業会議
常任会議員会議決定

1 趣 旨

県内のいくつかの地域で、農地に支柱を立てて、営農を継続しながら、上部空間に太陽光発電設備を設置する取り組みが検討されている。

このような発電設備は、農地における営農の継続を前提としているものであるが、太陽光発電設備事業者等による勧誘もあり、営農について慎重に検討されていない事例も見られている。

そこで、農業委員会や農業会議等での営農型発電設備の設置に係る農地転用の審議における、転用許可の取り扱い及び基本的な考え方について検討する。

また、営農型以外の太陽光発電設備の導入について、農地法 4 条及び 5 条による転用の許可も 400 件以上となっており、設置による雨水の影響など、近隣農地への影響が課題となってきているため、この課題についても併せて検討する。

2 検討方法

「長野県農業会議太陽光発電設備の設置に係る農地転用検討委員会」を設置し検討する。

3 検討委員会の構成等

(1) 検討委員

各地区の 1 号常任会議員の代表者により構成

(太陽光発電設備に係る転用案件の多い南信、東信は各 2 名、
中信、北信は各 1 名)

地 区	検討委員氏名
東 信	市川 覚、伊藤 忠治
南 信	田中 哲雄、藤森 一
中 信	宮田 哲二
北 信	小山 英壽

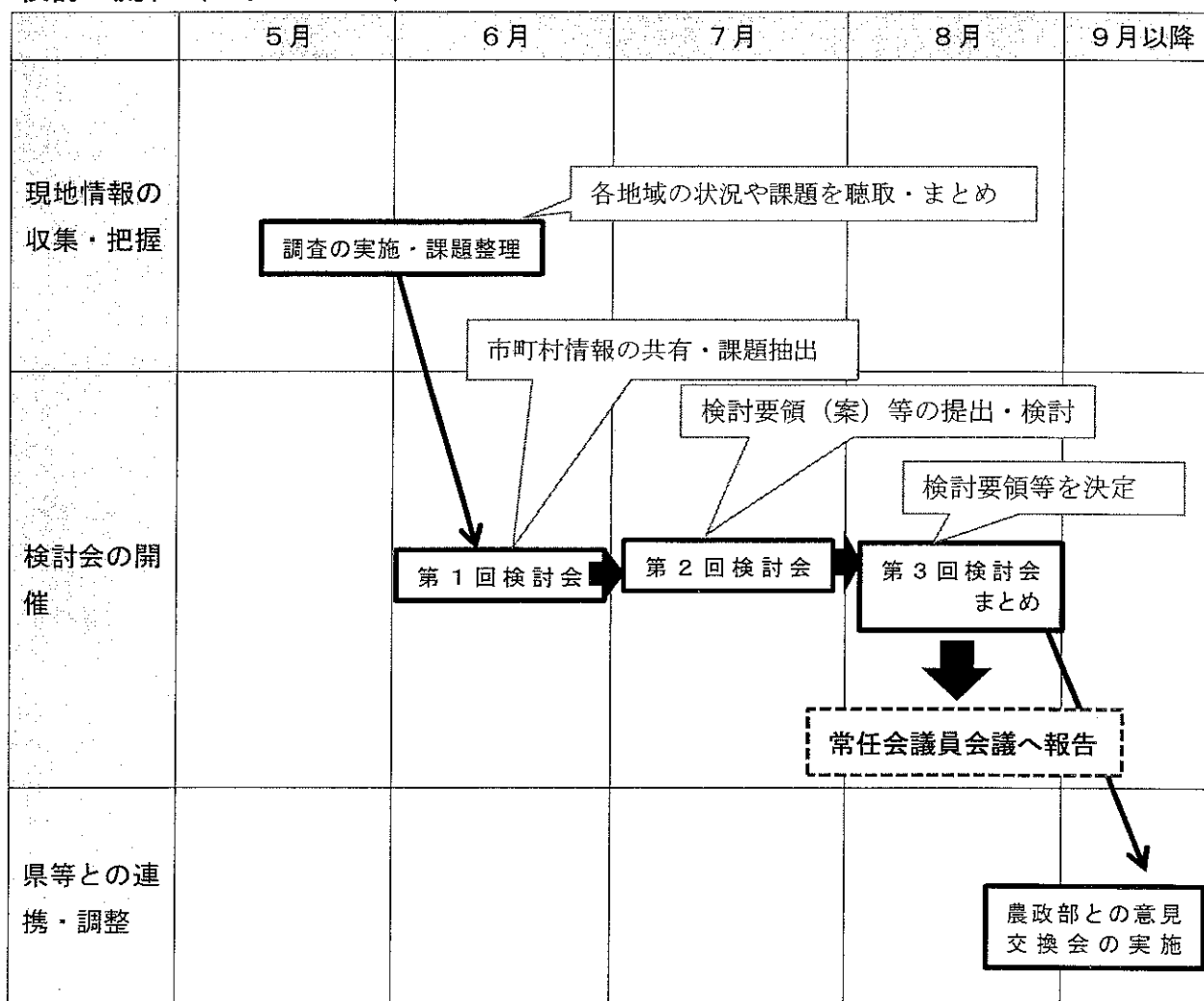
(2) 助言者

営農型発電設備を設置した市町村農業委員会及び設置について検討を行っている市町村農業委員会の事務局職員（長野市、南箕輪村、須坂市）
長野県農政部農業政策課農地調整係の職員

4 検討内容

- (1) 営農型発電設備の設置等の農地審議における転用許可の取り扱い及び基本的な考え方（検討要領・様式等）を（営農型及び一般（営農型以外）の両方について農林水産省農村振興局長通知（24 農振第 2657 号、23 農振第 2508 号）の内容に沿って）検討
- (2) 県との連携・調整事項等について
- (3) 国への要請事項について
- (4) その他必要な事項

5 検討の流れ（スケジュール）



長野県農業会議太陽光発電設備の設置に係る農地転用検討委員会委員

役職等	氏名等	所属
委員長	田中哲雄	伊那市農業委員会会長
委員	市川 覚	佐久市農業委員会会長
〃	伊藤 忠治	上田市農業委員会会長
〃	藤森 一	諏訪市農業委員会会長
〃	宮田 哲二	大町市農業委員会会長
〃	小山 英壽	長野市農業委員会会長
助言者	長野県農政部農業政策課	
〃	長野市農業委員会	
〃	須坂市農業委員会	
〃	南箕輪村農業委員会	
事務局	長野県農業会議	

